

川崎町議会定例会会議録

令和5年10月6日（第3号）

---

○出席議員（13名）

1番	今田勝春君	2番	佐藤清隆君
3番	遠藤雅信君	4番	佐藤昭光君
5番	高橋義則君	6番	沼田長一君
7番	大沼大名君	8番	眞幡善次君
9番	的場要君	10番	生駒純一君
11番	佐藤新一郎君	12番	遠藤美津子君
13番	眞壁範幸君		

---

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者

町長	小山修作君	副町長	奥山隆明君
総務課長	佐藤邦弘君	会計管理者兼会計課長	柏慎一君
税務課長	菅原清志君	農林課長	大友聡君
建設水道課長	阿部大樹君	町民生活課長	高橋和也君
保健福祉課長	佐藤和彦君	地域振興課長	滝口忍君
病院事務長	高山裕史君	教育長	相原稔彦君
学務課長	佐藤健君	生涯学習課長	小原邦明君
幼児教育課長	渡邊輝昭君	農業委員会事務局長	大宮陽一君
代表監査委員	大松敏二君		

---

○事務局職員出席者

事務局長 佐藤文典君 書記 佐藤由弥歌君  
書記 佐藤明尚君

---

○議事日程

令和5年川崎町議会定例会9月会議議事日程（第3日）

令和5年10月6日（金曜日）午前10時開議

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 追跡質問

日程第3. 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

午前10時00分 開議

開議の宣告

○議長（眞壁範幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

---

議事日程の報告

○議長（眞壁範幸君） 本日の議事は、あらかじめお配りしてある議事日程に従って進めます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（眞壁範幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

5番 高橋義則君

6番 沼田長一君

を指名します。

本日の会議の書記として、佐藤文典、佐藤由弥歌、佐藤明尚を選任します。

---

#### 日程第2 追跡質問

○議長（眞壁範幸君） 日程第2、追跡質問を行います。

追跡質問のある方は、挙手願います。

#### 【質問者なし】

○議長（眞壁範幸君） 質問なしと認めます。これで追跡質問を終わります。

---

#### 日程第3 一般質問

○議長（眞壁範幸君） 日程第3、一般質問を行います。

再質問に関しては、挙手の上、質問願います。挙手がなければ次の質問に移りますので、ご了承願います。

順番に発言を許します。

通告第1号、4番佐藤昭光君。

#### 【4番 佐藤昭光君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 通告第1号、生活困りごと相談について質問願います。

○4番（佐藤昭光君） 4番佐藤昭光でございます。

許可をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

生活困りごと相談についてであります。

電気料金やガソリン代など、日常生活用品の物価高騰により生活に困窮する家庭が増えております。新型コロナウイルス感染症に関する国の各種支援が一段落し、町として今後どう対応していくのかについてお伺いします。

第1点、生活困りごとに関しては様々ありますけれども、物価高に絡んでどのような相談が寄せられていますか。また、その件数はどうですか。コロナ禍による支援が一段落したことで、相談内容の深刻化や件数の増加は見られていますか。

第2点、生活の困りごとは「心の健康」にも関連してきます。「心の健康」についての相談はどのような傾向が見られますか。

第3点、高齢者が対象の福祉施設では、利用料金の支払いが困難になっている事例があると耳

にしております。具体的な事例は把握しておりますか。その際、どのように対応しておりますか。

第4点、全国的に生活保護申請が増加しております。町内に保護家庭は何世帯ありますか。また、コロナの前と現在の状況には変化がありますか。

以上、お伺いします。

---

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 4番佐藤昭光議員の質問に回答いたします。

1点目、「生活の困りごとに関して、どのような相談が寄せられているのか。また、各相談件数は。コロナ禍による支援が一段落して、相談内容の深刻化や件数の増加は見られますか」について回答いたします。

役場への相談は、日々、多種多様で膨大です。さきの議会において「困った町民のために専用相談窓口の設置の要請」について答弁したとおり、町民生活課の窓口をはじめ、各セクションの窓口においては、困っている町民の訴えを親身に受け止めるとともに、適切な担当部署や関係機関へ案内するなどスムーズな引継ぎに心がけ、丁寧に対応しているところです。

さて、質問の生活困りごと相談の件ですが、物価高騰や新型コロナウイルス感染症を背景とした「生活不安の相談」に絞ってお答えします。令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症などに係る保健福祉課窓口の相談件数は昨年度末までに約3,600件ありました。ワクチン接種の相談がそのうち41%と多く、次いで心身的不安などの相談が約16%でした。本年度以降は、感染症法上の変更に伴う戸惑いや臨時給付金に対する手続の相談が主流になったものの、コロナに対する精神的不安や生活困窮の相談は徐々に減少しています。

他方でコロナ禍における支援の有無にかかわらず、育児や介護、体調や仕事のことなど疲労や不安を抱えている方は常にいらっしゃいます。特に複雑な問題をはらむケースが多いため、相談者が1人で抱え込まず、不安や疲労を軽減できるよう保健師や福祉係担当者などが一緒に考え、各種サービスの案内や関係機関の連携を図りつつ寄り添った支援に努めています。

2点目、「生活の困りごとは「心の健康」にも関連してくる。「心の健康」についての相談は、どのような傾向が見られるのか」についてお答えします。

令和4年度における精神保健事業の相談件数は延べ515件、人数にして35人で、前年度と比較して138件、人数にして2人の増加となっており、訪問指導件数は135件、人数にして25人です。前年度と同じ水準の状況です。

また、宮城県立精神医療センターの専門医による「こころの相談」を毎月1回実施し、相談体制の強化を図るとともに、医療機関などと連携した医療受診、社会復帰や生活に関する支援を行っていますが、コロナ禍以降は社会的適応障害やひきこもり、そのほか精神疾患と診断された比較的若い方、またはそのご家族からの相談が多くなっています。まずは心身の健全に向けた適切な治療を受けるように支援するとともに、家族へのサポートも継続的に配慮しながら対応している状況です。

3点目、「高齢者が対象の福祉施設では、利用料金の支払いが困難になっている事例があると聞いた。具体的な事例を把握しているのか。その際、どう対処したのか」について、回答いたします。

家族内のトラブルなどによって施設の利用料が支払われず、施設からの退所、出ていくことを勧告されたご家族と施設運営者との調整役に応じたケースがあります。また、身寄りのない意思表示の困難な高齢者など医療保護や措置入所につないだケースも多々あります。

最終的には個人の尊厳と生活を保障するための生活保護の受給申請を促すことによって対処しています。

高齢者やその家族が必要なサービスを生活困窮のため利用できない事態が生じないよう、民生委員や保健福祉課、福祉係、包括支援センターなどに救済・支援を求められる体制を引き続き推進してまいります。

4点目、「全国的に生活保護申請が増加している。町内に生活保護家庭は何世帯あり、コロナ禍の前と現在の状況に変化はあるのか」についてお答えします。

宮城県統計課の公表によりますと、令和4年度に係る川崎町の生活保護世帯数は66世帯81人が受給されています。また、コロナ禍前の令和元年度は79世帯101人であったことから、13世帯20人の減になっています。参考までに、川崎町における令和4年度の生活保護率は1,000人当たり10.17人でありました。コロナ禍にあっても減少傾向でした。

また、宮城県全体の割合は1,000人のうち13.44人になっており、宮城県よりも低い状況にあります。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。佐藤昭光君。

○4番（佐藤昭光君） 生活困りごとというのは、答弁にあったように複雑、多岐、多様であります。町が、窓口が広い知識を持って丁寧に耳を傾け、適切に関係担当者、課に案内することはもちろん、親身になって相談者に納得いただくことが求められております。

今回答がありました、今の体制で現在十分だと考えておられるかお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 佐藤議員の質問にお答えします。

佐藤議員も75歳になられて、後期高齢者になられてそういった世代の意見をかなり聞いておられるんだと思います。やはり私も66歳になって同じ世代から高齢者になった悩みや相談を受けております。佐藤議員もそういったことが多いと思われま。

とにかくやはり弱い人の立場に立ってしっかりと声を聞いて、しっかりと対応していかなければならないと思っております。

コロナワクチンの接種の予約などでも親身に担当課は対応しておりますので、私としてはある程度、町民の皆さんから信頼を得ているなどは思っております。現場の課長からも皆さんに対してそういったことを聞いて伺っておりますので、現場の課長のほうからもお答えをしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤和彦君） 佐藤昭光議員の質問は、現行の相談体制は十分であるのかということで、今、小山町長が回答したとおりではありますが、十分かと言われればしっかり町民の方々、それから議員の皆様の指摘を受けながら小山町長や町執行部と協議しつつ改善していく姿勢で対応しております。

日々どのセクションであっても、困っている町民の訴えを親身に受け止めるとともに適切な担当部署、それから関係機関へ案内するなどスムーズな引継ぎにも心がけ、丁寧に対応しております。

他方で新たに人員を配置するなど専門の相談窓口を設けることは、小山町長とも打合せをしておりますが、この小規模自治体におきましては、かえって不効率になると考えます。まずはどの課、どのセクションであっても丁寧に親身に対応できる職場環境を整えていくことが肝要と考えております。

以上となります。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○4番（佐藤昭光君） 十分かと言われて十分ですとは答えられないはずで、ただいまのその辺指摘をいただいて改善しながら進めていきたいというのは適切な回答かと思っております。

そこで、これは少ない例かもしれませんが、どうしても生活が苦しくて住んでいる今の家を捨てても生活保護を受けられないかという相談を受けた事例がございます。家庭の事情は

いろいろで病気や介護、子育て、中には虐待などもあるかもしれません。その際、本人や家族以外の絡みが出てくるとプライバシーなどの問題があって、必ずしもスムーズには進まないケースもたくさんあると思います。私も実際に体験したわけであります。そのことも踏まえ、担当は広い視野で知識を持ち、思いやりを持って適切に対応しているということですが、現状では万全なのかということ、同じような質問でございますがお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤和彦君） 佐藤昭光議員の質問にお答えします。担当は広い視野と知識を持って対応すべき、現状は万全なのかというご質問と理解いたしました。先ほどと同様なんですが、万全かと問われればしっかり町民、それから議員の皆様のご指摘を受けながら、小山町長や町執行部との協議を図りつつ改善していく姿勢で臨みます。

まずはお困りの方は、自らがもしくは親族から声を上げる、行動に移すようお伝えをしております。医療行為、それから財産処分など他人が同意もしくは契約することができないからです。常日頃から身内との関係性を良好にしておく必要があると、常々お話をさせていただいております。

また、複雑に絡み合ったケースへの対応方法につきましては、専門機関のアドバイス、それから支援も必要な場合が多々ございます。それぞれのセクションにおきまして、専門機関との連携、窓口のあっせんを行い調整役まで職員が担っております。

今後も専門機関の窓口の共有と職員のスキルアップを推進してまいります。

以上となります。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○4番（佐藤昭光君） 国の支援も10月から大体一段落してしまうということでございます。これからがそういった心配事が増加したり深刻化したりする心配があります。今後心の問題も含め、先ほど難しいんじゃないかという回答でございましたけれども、専門家といってもいろいろな専門家ございますけれども、より広い相談体制を取って構えておかななくちゃならないのではないかなと思います。そのお考えをお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤和彦君） 佐藤昭光議員の質問にお答えします。心の健康問題も含めて広い相談体制を取る必要があるのではないかという考えはということでございます。

先ほど小山町長の答弁にもありましたとおり、相談事は多種多様ですので、一課、ワンセクションにとどめることなく専門的知見を踏まえつつ多角的な視点から関係機関と連携した対応が必

要だと考えます。

その素地は常日頃から他の部署との共有、連携を通して培われていると思っておりますが、小山町長陣頭指揮の下、一層体制の強化を図ってまいります。

なお、一般質問でも小山町長がお答えしたとおり、心の相談につきましては精神医療センターの専門医をお招きいたしまして月1回のこころの相談を健康福祉センター内で行っております。事前に保健福祉課の保健師まで気軽にご相談、ご予約されるようご案内いたします。

以上となります。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○4番（佐藤昭光君） 令和3年度4年度、各自治体、国からの手厚い支援で財政は好転しております。当町も例外なく財政が好転しているという、これはやはりコロナ支援が後押ししたのではないかなと思います。いざというときの貯金、それが基金でありまして、これから今現在、これからさらに進化するんじゃないかなと思うのは生活困窮の人たち、そして一般町民全体だと思えますけれども、物価高に今後もあえぐんじゃないかなということが心配されております。

これに対して財政的な町の支援、どのような方針なのかお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 佐藤議員の質問にお答えします。この3年半、コロナの補助金を頂きまして、様々な事業を展開してまいりました。皆さんの意見を聞いて111の政策を実行してきたわけでございます。正直申し上げまして、そういったものを有効に使って、この3年半やってきたと、そしていろんな箱物のほうには全然手をつけていなかった、結果的に少しずつ少しずつ基金は増えた、しかし例えば昭光議員が2期目の町長をやっている2期目、4年間で基金をためてくださった、しかしその直前にはかなり基金が減った、そのときは耐震補強の工事をしたわけでございます。役場や学校、宮城県沖地震が来るのではないかと、体育館や役場や学校を耐震補強しなければならない、そこであつという間に基金を減らしてしまった、そして4年前も基金が減りました。私が町長になっている時代です。それは小中学校にエアコンや各集会所にエアコン、それから台風の復旧に基金を使ったからであります。おかげさまで、小中学校の教室には県内でいち早くエアコンが取りついたのでございます。集会所にも全てつきました。ちょっとそういうことをやれば基金があつという間に3億も4億もなくなってしまうのが現実でございます。今本当にいろんな物が値上がって町民の皆さんの生活が苦しいことは、佐藤議員からおっしゃられるとおり切実に私も感じておりますが、今ここでまたさらに出せるかどうかといいますと、昨日の総括質疑でもございましたが、川崎小学校の建て替えや川崎中学校の建て替え、それから図書館の



必要性、図書必要性、そういったものを考えますとなかなか財政的には豊かにはなっていないわけですから、その辺のところをご理解賜りたいと思います。コロナ交付金で商品券や様々な政策111はやってまいりましたが、今町の財政決して豊かというところまでには行っておりませんので、使ってしまうとすぐなくなってしまいますので、すぐ使う時期が来ます。何回も繰り返しますが、小学校、中学校の建て替え、病院も古くなってきました。そういったことを考えると、今ちょっともう少しご理解を賜りたいというところが正直でございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○4番（佐藤昭光君） あと食料品とか光熱費など物価高騰していることに対して、政府が今、低所得者向けに給付措置を検討しているということが報道されてきました。しかし住民税非課税世帯、低所得の子育て世帯をターゲットに考えているということのようでございます。しかし当町は、これまで基準に当てはまらない、生活困窮がこれまでも多く見られました。こうした町民にも何らかの支援措置を漏れなく考えてもらえないかなと思います。

このことについてお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 佐藤議員の質問にお答えします。佐藤議員のおっしゃること重々理解しております。最初に申し上げたとおり佐藤議員も75歳になって、いろんな町民の皆さんの声を聞くときに、特にやはりそういった世代からそういった意見を承っているのだと思います。何度も繰り返すようですが、大きな事業をこれからやっていかなければなりませんので、次古くなった危険な建物の中でいつまでも子供たち勉強させておくわけにはいきませんので、そういった声も議会皆さんからいただいております。米100俵の話ではございませんが、今苦しいからといって頂いた米を分ければすぐなくなってしまう、これを使って次の子供たちのために学校を建てたり本を買おう、そうやった米100俵の話ではございませんが、今少し基金があるからといって、町民の皆さんにあれすればすぐなくなってしまう。町民の皆さんの生活苦しいのも分かりますが、この3年半、低所得や子育て世代の人たちにはそれなりの政策を取ってきたところでありますから、もう少しご理解を賜る、もう少し我慢をしていただくしかないというのが私の今の本音でございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○4番（佐藤昭光君） だからといってこれまでのように支援を受けられる人にぎりぎりのことでやはりかなり苦しい生活に瀕している人たちもおられます。その辺への配慮も忘れないでくださいということをお願いしたいと思いますのですがどうですか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） そうやってももちろん物価はどんどん上がっていく、給料は上がっていかない、その差が広がっておりますから、皆さんの生活苦しいと思います。そういったことを踏まえて、やはり議会の皆さんの声を聞いてやはりいま一步、もう一押しの方策が必要とあれば、やはり取らなければなりません。ただそういった差し迫った問題があるということも、この議会で皆さんから承っておりますし、要望も出ておりますので、そういったことを踏まえながら政策を皆さんと一緒に練っていきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） これで佐藤昭光君の一般質問を終わります。

---

○議長（眞壁範幸君） 通告第2号、9番的場 要君。

**【9番 的場 要君 登壇】**

○議長（眞壁範幸君） 初めに、所信表明について質問願います。

○9番（的場 要君） 9番的場 要でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に沿って質問をさせていただきます。

初めに、所信表明について質問をさせていただきます。

町政運営の基本方針の中で「川崎町を応援してくれる皆様に対しても、ITとアナログ、対象者にニーズの合ったコンテンツを効果的に用いて、川崎町のシティプロモーションを展開していく」とあります。この取組は町外へ情報発信として非常に重要であると考えます。また、町民の皆様に向けても同様に必要なことだと思えます。昨年の定例会12月会議で「業務の効率化とLINEの活用について」質問をさせていただきました。答弁の中で「やれるところから進めていき、徐々にその範囲を広げていきたい」とありました。その後LINE公式アカウントを取得いただいているところですが、まだ運用は始まっていないという状況です。県内各自治体のLINE活用が進んでいるところですが、柴田郡4町では当町のみが運用していません。「町民の皆様が欲しい・必要であろう情報を簡単に分かってもらえる」ために、町外への情報発信としても間違いなく必要なツールであると思えます。

今が運用をするタイミングだと考えますが、いかがでしょうか。

---

○議長（眞壁範幸君） 町長。

**【町長 小山修作君 登壇】**

○町長（小山修作君） 9番的場議員の質問に回答いたします。

「LINE公式アカウントの運用を開始しては」との質問ですが、議員ご指摘のとおり昨年12月議会において、的場議員の一般質問を受け、LINE公式アカウントを取得し、運用に向けた検討を進めるよう担当課に指示したところです。その過程で分かったことが3点ございます。

1点目は、機能の充実を図ると、多額の多くの費用が発生してしまうということです。

2点目は、町で使用できる端末が限られているということです。

3点目は、情報を発信するためのルールをつくる必要があるということです。

以上の課題を整理して庁内で協議を進め、まずは費用があまり発生しない方法で、今年度中に公式アカウントの運用を開始できるよう努めてまいります。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。的場 要君。

○9番（的場 要君） 今答弁にもありましたとおり、機能の充実を図ると多額の費用が生じるということ、これももちろん承知の上で質問させていただきました。川崎町の規模であれば、まずは自治体、地方公共団体プランというものがあって、その中で無償になるプランがございます。このプランは、本来民間では有償になってしまうというものが地方公共団体であれば、無償で使えますよという内容でございます。LINEに非常に詳しい方とちょっと意見交換をさせていただきましたが、8,000人をちょっと越える規模の地方公共団体であればまずは無償のプランで大丈夫でしょうということでありました。まずこのLINEの活用、やはりぜひやっていただきたい、柴田郡内でも提案は川崎町の提案が早かったと思いますが、運用はほかの町にちょっと遅れを取ってしまったという状況であります。

先日のPTA懇談会、保護者の皆様と懇談会をしたときですが、こういった意見がございました。学校からはメールが届くので、日頃の活動や行事について知ることができる。しかし、町の情報はほとんど入らないということでありました。この方はお子さんの送迎や仕事の関係で、家に帰っても家事があつて、なかなか広報を手取る時間がないということ。しかし、メールが届くものは見れる、ということはスマートフォンに情報が入れば見ることが可能であるということだと思います。であれば、LINEを登録していただくことで、町の情報すぐにとっていただけたらと思います。今朝も5時12分に多賀城市暴風警報が僕のところに届きました。こういった災害関連の情報も含めて、各種イベントであったり事業であったり、町民の皆様へもお知らせできるこのLINEの活用、必要だと思います。いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 総務課長。

○総務課長（佐藤邦弘君） 的場議員の質問にお答えをいたします。質問を受けまして、私どももいろいろ調べさせていただきました。現在アカウントを取得している、川崎町のアカウントを

取得している方は87人でした。当然、情報発信していないもんですから、ホームページの連携だけですので当然のことだと思います。参考までに柴田町のアカウントを取得して、いろいろ情報を取って、登録をしてみました。やはり防犯上の問題であるとか、例えば変質者が現れた問題であるとかそういうものがリアルタイムに情報が発信されてくるところで、非常に便利なものだというふうには感じてございます。先ほども町長述べましたとおり、情報の選択なりなんなりというところで、手を加えるようになるとちょっと経費もかかりますし、そういうこともありますので、全て届くようになりますけれども、まずは無料のお金がかからない方法で進めていければなということで庁内協議を進めていければというふうに考えてございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 的場 要君。

○9番（的場 要君） 答弁の2点目に、町で使用できる端末が限られているという内容がございました。

現在、町の職員が共有できるスマートフォンというのは、災害対応の1台しかありません。やはり川崎町の規模として1台というのはちょっと足りないかなというところも思いました。ですので、庁内から情報を発信する、庁舎内から情報発信するときはパソコンでも構いませんが、やはり外に出て写真を添付したり、いろいろ使おうと思えばせめてもう1台ぐらいは必要なんだろう、総務課が管理する物、地域振興課が管理する物、2台は僕は必要だと思います。ですので、町が使用できる端末というものをまず増やしてほしいなというところ、そしてこの無償プランでまずは運用してもらうんですが、後々はやはり有償にする時期が来るだろうというふうにも思っております。その頃にはこのプランの値段も、広がればやはりこういうものというのは値段も下がってきます。そして何でこういうものが必要かという、例えば保健福祉課が取り組んでいる健康診断の取組、いろいろお願いをして目標の60%に僅か届かないところまで来ている。こういうそれぞれの分野の発信に、実はターゲットを絞った形でこれが使えるということ、これを一般的にはプッシュ型というんですが、利用者が能動的な作業や操作を行わずに、提供する側から自動的に行われるタイプの技術やサービスというものであります。川崎町でLINEを登録してもらい、そしてその対象者の年齢、私であれば52歳男性、この52歳男性が受けなければならない、受けていただきたい項目、この部分を直接その年代に発信する、こういうやり方です。実は、これは県のほうでもいづれやっていきたいということでありました。であれば地域、ほかの地方公共団体がLINEを活用していれば、ではその部分は県が持ちますよというふうにもなってくるだろうと思います。しかしLINEを活用しなければそういう話にもならない。であれば、まず

は受皿としての準備も必要だと思います。こういうシステムがどんどん町の業務に必ず使われていくというふうになると思います。職員の数も減って、業務の量も負担も増えてくる。この負担を軽減させるためにも、まずはこういう分野に取り組んでいき、町民の皆さんにも慣れていただくことが必要だと思います。いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 的場議員の質問にお答えします。今話を聞いていて、改めてリアルタイムで伝えることの大切さ、そしてその年代ごとに伝えることの大切さ、なるほどなと思いました。本当に風疹の予防接種などは、何度も何度も出しているんですけどもうまく伝わっていかない。やはりその世代の人たちにプッシュしていく必要がございますので、やはり受皿としてしっかりと用意しておく、そういった形にしなければならないと思います。早急に対応していきたいと思っています。

○議長（眞壁範幸君） 次に、にぎわいの創出と文化の継承について、質問願います。

○9番（的場 要君） 続きまして、にぎわいの創出と文化の継承について質問させていただきます。今年のお盆は役場駐車場特設会場において、4年ぶりに盆踊りが開催され、あいにくの天気にもかかわらず400人を超える皆様にお集まりをいただきました。参加いただいた皆様からは、「開催ありがとう」との喜びの声や子供たちの笑顔を見ることができ、事前準備運営に関わった実行委員一同、やってよかったと喜びを共有したところです。盆踊りの翌日に、役場の清掃活動を行っているとき、「花火大会はいつですか」と聞かれました。しかし、残念ながら予定はありませんとお答えしたところです。

町内では、これまで商工会主催の花火大会、ポートピア川崎での花火大会、打ち上げが開催されておりました。しかし、令和元年度を最後に、どちらも事業取りやめとなりました。お盆時期の花火については、盆火同様に「慰霊・鎮魂」の意味があると言われていいますので、次の世代への文化の継承ということでは、必要なイベントの一つであると考えます。将来に向かって夢と希望を持ち、豊かな生活を送るために、またにぎわいの創出という意味でも花火大会の役割は大きいものと考えますので、これまでとは違う形も模索しながら開催に向けて検討してはいかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 的場議員の質問にお答えします。花火大会の開催について、これまでとは違う形も模索しながら開催に向けて検討してはかがかとの質問でございます。的場議員がおっしゃるように、花火にはにぎわいづくりのほか鎮魂の意味を持ち合わせていることも承知して

おります。何より人々を魅了する不思議な力を宿していると感じています。さて、今年開催された盆踊りは、川崎町をこよなく愛する有志の方々が企画から多くの時間を費やし、一貫して取り組まれました。その功績に対し敬意を表するとともに、川崎町民を代表して御礼を申し上げます。ご苦労さまでございました。

今般一般質問を頂戴したことで、仙南2市7町における花火大会の開催の有無や運営主体などを調査しました。各市町、様々なようです。もちろん行政の関わり方も同様ですが、これまで川崎町にあっては商工会の皆様が花火大会の企画運営をされてきましたので、まずは、これまで花火大会を担ってこられた皆様のご意見を尊重しながら対応していかなければならないと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 的場 要君。

○9番（的場 要君） 今答弁にもありましたとおり、川崎町の花火大会というのは商工会が主体となってやってきたという経緯がございます。町長も僕も商工会の理事として、当時やらせていただいたわけですが、町から補助金を頂いて、残りの半分は商工会から寄附を募ったということでもあります。この寄附集めも1人15件から20件と大変な役回りで、なかなかお願いするというのは大変な仕事でありましたが、それでも長年やってきたという実績もあって気持ちよく協力をしていただいている皆さんも多くありました。しかし、平成元年度をもってなぜ中止になったかという、商工会連合会、県のほうで事業に直結しない催物や事業は全て中止をしてくださいという通達があって、これに川崎町も通達同様に事業を切ってしまったというところでもあります。ですので、川崎町商工会がやりたくなくてやめたということではなくて、県の指導があってやめざるを得なかったというのが本来の姿であろうというふうに思います。そして、今年実は春から夏にかけて、様々な人に花火大会の開催について聞かれました。今年はいつやるんですか、何日なんですか、どこでやるんですかというお話です。皆さん花火大会はコロナ禍で中止になっていたと思っていたようです。ですが、これこれこういう事業で商工会のほうもポートピアのほうも打ち上げのほうはなくなりましたというお話をさせていただきました。

その問合せをいただいた世代の皆さんというのは、大体僕より上の世代、親の世代の方が非常に多かった。この年代の方々は、やはり一緒に住んでいるお孫さんやお盆に帰省しているお孫さんを連れていきたいという多分思いから、そういう話になったと思います。その願いを僕はぜひ叶えてあげたいなというふうにも思いました。盆踊りを久々にやって、日中大雨が降っている中本当に多くの人に集まっていただき、本番の夕方から雨が上がって急激に人が集まってもらった、今回の盆踊りは出店も的屋さんと呼ばずに、町内で営業されている方に協力をいただきました。

事前にそこまで売れないかもしれないですというお話をしたんですが、なんと出店していただいたお店、ほとんどが売り切れになった。それも多分1時間、2時間の話だったと思います。売り切れになって1回お店に戻って、材料を追加していただいてもそれも全部売れてしまったという状況、久しぶりにあったので、そういう催物を望んでいたのかなというふうにも思いました。この答弁にあった、まずは商工会の皆様とお話をしたいというところではありますが、商工会では今後、花火大会をすることは僕は無理だろうというふうに思います。そして、この盆踊りの実行委員会の皆さん、商工会が無理であればじゃあ我々が動いて、ぜひ花火大会に協力させてくれというお話もありました。そういうこれまでとは違った形で開催できるのではということで、今回提案をさせていただきましたが、違う形での開催、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 私が議員をやっていたときは、花火大会、商工会でもやる、ポートピアでもやる、無駄遣いではないかということを言われました。町として調整すべきなのではないかというようなことも言われたときがございました。不思議なもので、2つやっていたら批判が来ます。またこうやってなくなれば、もちろんそのありがたみというのが分かるところでございます。改めてやはり行政をつかさどる者、予算を町民の皆さんからいただいて有効に使わなければならない、町長としての立場を申し上げれば、やはりどこが主体になってやってくれるのか、的場議員がおっしゃったとおり、これまでは町のほうで180万のお金を出して、商工会の人たちが自分もお金を出す、寄附も募る、200万をかき集めてくださって、400万近いお金で花火大会をやってくださったわけでありまして。まず、どこがやはり主体となってやってくれるのか、それから継続してやっていけるのだろうか、そういったことも大切だと思います。それから、やはりこの3年半、コロナでいろんな催物できませんでしたから、そういったお祭りに対する期待、また、とにかくみんなで楽しみたいというのは今まで以上にあると思います。そういった中で本当に苦勞を乗り越えてやった若い人たちの努力は素晴らしいものであります。また、これまで同様に川内地区などは自分たちの地区で夏祭りをやっております。例えばこのままコロナが終息していけば、来年のお盆あたりは碁石や支倉や立野など、今までやっていた地域でも夏まつりを開催してくるのではないかと考えております。昨日の総括質疑でもいろいろな図書の本の充実であるとか、図書館の要望であるとか、子供たちの雨天、雨の日に遊べる場所であるとか、切実な要望を伺いました。そうしてみると、今まで町では180万でお金だけ出せば、商工会の人たちが苦勞された、それで済んだけれども、どうなっていくんだろうという不安もございます。

また、400万近いお金を投入して、1時間ちょっとで消えてしまうんだ。そういったことも町

民の皆さんから伺っているのも事実でございますので、やはりこれは、まず商工会の皆さんと意見交換をしながら、いろんな形で判断していかなければならないと思っているところでございます。

○議長（眞壁範幸君） 的場 要君。

○9番（的場 要君） 本当に花火はもうあつという間に消えてしまうので、予算の話だと、なかなか厳しいなというのは僕も分かります。商工会半分、ボートピア半分で開催としては商工会では、合わせて200万規模の花火大会だったかなというふうに思います。両方合わせるとその金額になると思うんですが、同様の規模でやらなくてはいけないというふうにも実は思っていないんですね。その半分の規模でもやればいい。例えばです。B&G海洋センターで今までやっていましたので、そのまま花火を少しの規模でやって、その脇でその盆踊り大会をやっしまえば、全体の花火大会という時間の枠組みじゃなくても十分可能であるだろうというふうにも思います。今回の花火大会は、とにかく町を盛り上げないと駄目だ、もう一回復活させないと駄目だという若い世代の人たちが、予算のないところ、以前は東日本大震災の基金のほうから予算をいただいてやっていたところ、その基金も10年でなくなり地域振興課で予算化をしていただいていたのですが、コロナもあって事業をやっていないということでなくなって、ゼロからのスタートだということもあって、実行委員会自ら皆さん手出しをしてそのお金を集めて、それを基に盆踊り大会をやったということでもあります。やるに際していろんな方からご協力もいただいて、町からももちろん後援となっただき経費も出していただき、そこは本当に感謝を申し上げるところです。こういったものをやるというのは、本当に事前の準備、それから会議もろもろ大変な、この大変さは多分町長が一番よく分かっていると思います。そういう人たちが町を盛り上げるために、そして親世代、そして子供たちのために花火大会もどうかという動きになってきている、こういう動きを僕は後押ししていくのも町の役割だと思います。いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 本来であれば的場議員とざっくばらんにいろんな形で話し合ったりして接点を持てばよかったのかもしれませんが、やはりどういった花火大会であるのか、今までの私が商工会のときにやっていた花火大会のイメージで考えておりましたし、また、先ほども申し上げたとおり、ほかの地区でも夏祭りを来年あたりは私はやってくると思うんですね。そうするとそういったところとの整合性もありますから、もちろん的場議員がおっしゃるように、今回町でやられた人たちのあいつたお祭りの最後にちょっとやる、いろんな形がございますので、そういったことは考えていかなければならないと思っています。ここで、今までどおりの花火大会を



やりましようとはなかなか言えませんし、正直今まで商工会がやってくれたことをもし町がやるとすれば、また職員の力を借りなければならない、常長祭り、レイクサイドマラソン、青根温泉感謝祭、この3つの大きなイベントのたびに職員に協力してもらって、本当に職員によっては一日中駐車場にいて、そのお祭りの会場に行けなくて一日駐車場整備しているような人たちもおられますので、これ以上の負担はかけられないというのが町長としての立場ですので、こういった形の支援ができるのかはこれからいろいろ検討していかなければならないと思っております。本当に言い訳ではないのですが、昨日の話を聞いてやはり図書の実、年間100万ぐらい小学校の本なんかには使っているのではありますが、やはりそういったことを倍にするとか、直接やはり子供たちの手に渡って勉強できるようなことをもっと充実させていかなければならないと思うので、そういった中での整合性、お互いに考えていきたいと思っております。

○議長（眞壁範幸君） これでの場 要君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は11時10分とします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（眞壁範幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告第3号、2番佐藤清隆君。

【2番 佐藤清隆君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、所信表明を受けてについて質問願います。

○2番（佐藤清隆君） 2番佐藤清隆でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず初めに、所信表明を受けてについて質問させていただきます。

小山町政4期目がスタートしました。3期目はコロナ禍により、大変厳しい町政運営だったのではないかと感じております。その中でも、第一に町民生活に寄り添った「守り」重視の町政運営を行ってきたのではないかと感じております。特に、道の駅構想の中断は苦渋の決断があったのではないかと感じております。この判断については、多くの町民が理解していただいていることと私は受け止めております。経済活動が本格的に動き出した今こそ、積極的な「攻め」、先を見据えた計画的な攻めの町政運営を行っていくべきであると考えております。

そこで町長にお伺いします。

まず1点目、「子どもたちや孫たちが誇りに思うまちづくり」とは具体的に何を行っていくの

か。

2点目、「川崎町子ども家庭センター」の概要は。

3点目、移住後、定住後の支援についてお伺いさせていただきたいと思います。

---

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 2番佐藤清隆議員の質問にお答えします。

1点目、「子どもたちや孫たちが、誇りに思うまちづくりとは具体的に何を行うのか」との質問でございますが、初めに多くの先輩方がまちづくりを進めてきた川崎町、蔵王山をはじめとした自然の恩恵、水がきれい、空気が澄んでいる日常、ふだん川崎町で生活しているとあまり意識しない風景、これらの自然だけでも時代の変遷がありながらも引き継がれてきた文化、当たり前の日常を当たり前のように後世に引き継ぐ。そして粛々とまちづくりを進めることが我々の責務であると認識しております。もちろん、財政的な知見も忘れてはなりません。

さて、「誇り」という言葉を改めて辞書で引くと「誇ること」・「名誉に感じること」と記載されています。「誇りに想う」という感情は千差万別であります。同様に「まちづくり」に関わる人々も、議員の皆様をはじめ多くの町民や川崎町を応援してくれる方々も様々な感性を持っておられます。その感性の中で、誇りを感じてもらうためには、川崎町は元気だということを実感してもらう必要があります。そのための第一歩が「協働のまちづくり」です。多くの方々がまちづくりに携わるからこそみんなが主役のまちづくりだと思います。実現するための具体的な行動として、大きく2つあると考えております。

1つ目は、所信表明でも述べたとおり町民の生の声を謙虚に受け止め、迅速にまちづくりに反映させること。これだと思ったことは、やはりまちづくりに生かしていかなければならない。

2つ目は、これからを担う児童生徒をはじめ、多くの方々に川崎町はすばらしいところ、自慢できる町ということを積極的にPRしていくことだと思っております。これらは、私が町長に就任して以来の思いであります。これからも議員各位のご協力を賜りながら、誰もが川崎町を誇れるまちづくりを進めてまいります。

2点目、「川崎町子ども家庭センターの概要は」、について回答いたします。川崎町では、国のこども家庭庁の設置をはじめ、政府の異次元の少子化対策を、関係する機関と連携しながら対応すべく、本年度から保健福祉課内に新たに専属職員を配置しました。母と子、母子の健康維持、増進、さらに子供や家庭の福祉、特に虐待などリスクの高い家庭支援などへも積極的に介入して

いかなければなりません。そのために、令和2年度に開設した子育て世代包括支援センターを補完して、専属のコーディネーター職員や心理士、もしくは社会福祉士など有識者を加えながら、子育て家庭に対して効果的な施策やきめ細かな対応、町を挙げて子育てを応援する風土づくり、気運の醸成を図る体制を目指していきます。

早速、本年度の補正予算に上程していますが、かねてより課題であった妊産婦出産時や健康審査時期における移動支援事業など、新たな取組を企画しています。まずは、子育てへの漠然とした不安を払拭し、誰もが川崎町で子育てしたくなるように子育て支援の中核として機能させたいと思っております。

3点目、「移住後、定住後の支援は」とのご質問でございますが、現在空き家バンクを利用して移住された方に対しては、家屋の修繕費や引っ越し費用の一部を助成しています。

令和4年度から新たな取組として、新築住宅取得補助金を創設しました。この補助金は、従来と異なり移住者だけでなく川崎町民も対象としました。昨年度1年間での交付実績は7件、うちももとの川崎町民は4件です。このように、移住だけでなく定住に関しても手当てをしているところです。また、コロナ禍前まで実施していた、移住者などを対象とした交流会を再開する予定です。川崎町のいいところ、困っているところなどなど、当事者同士が日頃の生活状況を紹介し、共感し共有する、そうすることで、様々な問題解決につながる。さらには、地域になかなかじめないような方々にもその人に応じた寄り添い方をしていきたいと考えております。これらの事業を運営するのは、移住の当事者である地域おこし協力隊がふさわしいと考えております。まずは人口減少を緩やかにするため、移住定住事業をソフト面から後押ししながら、ほかの自治体の先進事例や移住者の声を拾い上げ、スピード感を持って事業を展開してまいります。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。佐藤清隆君。

○2番（佐藤清隆君） 子ども家庭センターについて再質問したいと思います。新たな取組として、子供家庭センターについては、大変私は期待をしているところです。今の答弁にもありました、今年度からは既に専属の職員を置いているということでもありますので、なおのこと期待をしているところです。今まで担当課で言えば、保健福祉課、幼児教育課、学務課が各所において対応していたものが、私のイメージですとワンストップで相談やサポートが受けられるというイメージを持っておりますが、この辺はいかがなものか、お聞きしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤和彦君） 佐藤清隆議員のご質問にお答えします。複数の課にまたがっているこの子育て対策、ワンストップの体制になるのかという質問と捉えました。小山町長ともい

ろいろ相談しながら、今年から専属の子育て担当の職員を配置したわけですが、やはり分野分野で各課、各所とも連携を図らなければなりません。それを統括して1つの課にするのではなく、改めてコーディネーター役、調整役を配置して、各課との連携を強化していくという体制を取っていきます。

以上となります。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○2番（佐藤清隆君） 移住後、定住後の支援について再質問したいと思います。私が住んでいる支倉地域については、まさにこの移住定住が進んでいる地域の一つではないかなというふうに思っております。かねてより住宅地として販売していた清水向の住宅地、これについては農林課のほうで積極的な働きかけがあって、やっと8地区分譲が完了したという報告も受けており、新築の住宅が建っているような状況を私が見ていても、あそこだけすごくにぎわいをもたらしているような感じを受けて捉えております。また支倉地区のほかの地域でも、空き家になっていたところについては、住宅を改装し住んでいる方がいらしたりと、まさにこの移住定住が進んでいるのが肌で感じているところであります。せっかく縁があって移住してきた方々が、特に子育て世代であれば、親御さんのつながりなんかが出てくるので、不自由しないところがあるかと思うんですけども、どうしてもうまく地域に溶け込めない方が出てくるのも一つあるのかなという心配はしております。こういった方々に手助けしていかなくてはいけないんだろうなと私は思っています。これについては、行政だけの役割ではなく、やはり地域を巻き込んでやっていく必要があるのではないかなと思います。先ほどの答弁で、地域おこし協力隊を活用しながらというお話がございましたが、いま一度この地域を巻き込む取組、行っていきたいなと思いますが、いかが感じているか、お答えしていただきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 地域振興課長。

○地域振興課長（滝口 忍君） 2番佐藤清隆議員のご質問に回答申し上げます。移住定住に関して、地域を巻き込んだ施策を進めてはどうか、全く同感でございます。現状、移住定住に関して2つございます。

1つは、当課所管の空き家バンクを利用してきた方々、そして、空き家バンクではなくて通常の購入ですとかアパートに暮らされる方、こちらも移住されてきている方々です。こちらは部署が違ってございます。まず、当課所管の件で申し上げますと、地域おこし協力隊と当課の担当者が全行政区長と面談して空き家の状況、そして移住された方々の情報というのを今年度、情報共有してございます。そして行政区長から、ここの移住の方は少し問題ありそうだがどうだという

ことも情報共有して、そこに対しては担当者と協力隊が訪問して、どうですかというような訪問を進めてございます。こういった活動も積極的に進めてまいりますというのが1点目。

2点目の町民生活課において、移住の手續を済ませて町民となった方、こういった方々に対しては行政区長に対して移住者がいますという情報は共有してございます。その先というのをもう少し我々も積極的に関与して、地域にできるだけ溶け込んでいただくよう進めてまいりたい、このように考えてございます。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 次に、森林環境譲与税を活用した森林管理と林業振興について、質問願います。

○2番（佐藤清隆君） 2点目の質問に入ります。森林環境譲与税を活用した森林管理と林業振興についてお伺いします。

森林を守るための制度として、森林経営管理法が制定され、令和元年度からは森林整備などに必要な地方財源を確保するため、国から「森林環境譲与税」が交付されてきました。令和6年度からは、住民税の枠組みを用いて国税として森林環境税が住民税に1人当たり年間1,000円上乗せされ、調整されることになっております。こういったことから、有効的な活用が求められ、使途については公表しなければならないとされております。当町のような四方山林に囲まれ、町全体の8割が森林という地域にとっては、この制度を積極的かつ計画的に活用し、森林を守るための森林管理を行い、あわせて林業振興につなげ取り組んでいかなければならないと考えます。

そこで町長にお伺いします。

1つ目、現在までどんな取組が行われてきているのか。

2点目、基金を積み立てているが、計画的な使い道は。

3点目、これらを踏まえ、計画的に森林経営管理が進むものなのかお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 佐藤清隆議員の質問にお答えします。

1点目の、現在までどのような取組が行われてきているのか、森林環境譲与税を活用して、どのような取組が行われてきているのか、との質問でございますが、森林環境譲与税は市町村においては間伐などの森林整備、人材育成と担い手対策及び木材利用や普及啓発など、森林整備とその促進に関する費用に充てることとされております。

川崎町におきましては、私有林における経営管理集積計画の作成と、これを踏まえた間伐などの森林整備、事業の実施に備えるため森林経営管理法に基づく意向調査、対象地域の絞り込みや

今後の森林管理などに関する森林所有者の意向を確認するため、森林所有者の意見を確認するための調査を前川地区や今宿地区の一部地域におきまして実施しているところでございます。

また、森林整備に欠かすことができない林道施設の維持管理の経費や、ナラ枯れ対策など病害虫防除対策、森林経営管理事業を円滑に推進するため、宮城県が運用している森林情報管理クラウドシステムとの連携構築のための取組も行っております。加えて、木材利用や普及啓発を図り、森林の多面的機能の発揮と林業の活性化につながることを期待し、住宅の建築に当たり、町内産木材の使用量に応じて補助金を交付する木材利用促進住宅整備事業にも、今年度から取り組んでいるところでございます。

2点目の、「基金を積み立てているが計画的な使い道はどうなっていますか」につきましては、令和元年度から森林環境譲与税が交付されており、令和4年度末までの交付額は7,243万、そのうちの4,805万を森林環境譲与税基金として積み立てております。今後はこれまで実施してまいりました取組に加え、森林所有者の意向に基づいて策定する経営管理集積計画により、町が経営管理権を取得する森林の間伐などの森林整備に係る財源として活用していくこととなります。専門用語が続いて申し訳ございません。

また、町内産木材の利用促進を図るため、森林環境譲与税を活用した公共施設の木質化も検討したいと考えております。

次に3点目の、これらを踏まえ森林経営計画が計画的に進むのかとの質問ですが、森林経営管理事業においては、森林所有者が将来の管理を自分とするのか、業者に任せるのか、町に管理を委託したいのかなどの意向を踏まえ、手入れが行き届いていない、私有の人工林を対象に町が森林整備を行うものです。森林の有する多面的機能の維持増進を効果的に図るためには、仕事をするエリア、施業エリアの集約化がポイントになりますが、所有者や境界が不明確な森林があることが課題であり、加えて山村地域における人口減少、高齢化により今後それらがさらに増えていくことが心配されています。

現時点におきましては、宮城県及び森林サポートセンターの職員による伴走型で支援する制度を活用しながら、経営管理集積計画の策定に向けて作業を行っているところでありますが、まずはできるところから事業を実施するスタンスで作業を進めているところでございます。

専門用語が重なってしまって申し訳ございません。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○2番（佐藤清隆君） まだ始まったばかりの制度として、公表しているほかの自治体の取組例なんかも拝見させていただきましたが、まだまだこれからなのかなという印象は私自身も持って

おります。今、町でやっている、先ほども答弁ありました森林経営管理、意向調査事前準備を委託されたり、また意向調査業務を委託、これ各1か所ぐらいずつやられていると思うんですけども、このペースでいきますと、どのぐらいかかるものなのか教えていただきたいなと思います。

○議長（眞壁範幸君） 農林課長。

○農林課長（大友 聡君） 意向調査、森林の所有者の意向調査、今後何年ぐらいかかるのかというご質問だと思います。今年は今宿の古関、野上、立野、前川の青根地域で意向調査を実施しますが、それ以降はどこが残るのか、小野とか前川の一部地域、そして本砂金地域、あとは川内及び支倉の小沢、碁石、支倉台、そして支倉の上下地区と、その地区で申し上げれば大体6か所ぐらいに分かれるわけなんですけど、これあまりにその調査を先行して進めてしまって、これに森林整備が追いつかないとなりますと、どんどん年数がたてば、せっかく調査したのに古い情報になってしまう。ある程度今までやってきたところの森林整備につなげていって、その進捗状況に応じて、意向調査はやっていきたいなと思います。

これを毎年実施したとすれば、1年に1か所とすれば7年とか6年とかでは終わると思うんですが、それを早く進めましても、結果に基づいた森林整備が追いつかないという状況もありますので、そこは集積調査をした結果を踏まえて、森林整備をして、それでも次年度以降、2年度3年度やる場所が見当たらないとなってきたときには、それらを加味して調査を実施していきたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○2番（佐藤清隆君） 今まで財源として初年度は約900万ぐらい、令和2年度以降は約2,000万円ぐらい、この森林環境譲与税が来ておりました。来年から国民から徴収されるものとなっておりますが、同様程度の財源が確保できるものなのか、教えていただきたいなと思います。

○議長（眞壁範幸君） 農林課長。

○農林課長（大友 聡君） 佐藤清隆君のご質問でございます。

今年同様2,400万台ぐらいで継続していただけるのかというご質問だと思うんですが、我々も説明を受けておまして、2,400万台で当分続くという旨のご説明をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○2番（佐藤清隆君） この制度、今までにない新たな制度で始まったもので、前例がない取組

ということで、きっと農林課の中でも担当課、担当職員は大変苦勞されていることとお察しいたします。

町が森林管理の中心的な役割を担っていくわけですから、私有林を同意を得て管理するということは、そう簡単な話ではないのかなと私自身も思っているところです。これについては、長い時間をかけて継続的に行っていかなければならない事業なのかなというふうに思っております。そのためにも、専門的な担当者の育成であったり、林業においても農業技術指導員のような人員を配置したりと、新たな人手を確保しながら進めていかなければ、なかなか進まないのではないのかなというふうな印象を持っていますが、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 農林課長。

○農林課長（大友 聡君） ご質問の内容は、専門的な知識、そして長くこの事業をやっていくわけですから、ある程度人員的な配置や考慮が必要じゃないかと捉えました。実際、森林環境譲与税で森林整備を行っていく上で、今までやっている事業、森林整備事業、国や県から補助金を頂いてやっておりますが、それをやめて森林経営整備のほうだけやれるという事態ではないんです。川崎町も林業の経営者ですから、森林法に基づいて森林経営管理計画というものを定めて、毎年2,000万円超えるぐらいの森林整備事業、それを継続しながら今度は森林経営管理制度に基づく森林を、私有林の人工林を整備していくということでございます。

確かに技術的なことが必要ですから、このたび町長の答弁にもございましたけれども、宮城県と森林整備センターの伴走型、これどこでもやっているわけじゃなくて、募集がちょうどございまして、調査はやったが次の森林整備にはつながっていないので、そこのノウハウを何とか私たちも勉強して、一緒にやっっていこうということで手を挙げましたら、採択になりまして、今年1年だけの事業でございしますが、次年度以降の実質集積計画をつくって、森林整備までに予算要求までつなげていこうという思いでやっておりますので、次年度以降につきましては、庁舎内の人員配置につきましてはいろいろな事情がございます。町長とも今後の事業、どのようなものがあるのかという現状をご説明しながら、将来に向けてこの事業がスムーズに進むようにやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 佐藤議員がおっしゃるとおり、本当にスペシャリストでないとなかなか入っていけない分野になっています。そういった中、課長とも意見交換したんですけれども、取りあえず制度を使って新たに勉強しながら、次のステップに行かなければならないと本当になか



なか難しい分野なので、林業関係の人たち、森林組合の人たち、町内にはおられますけれども、職員なかなかそこまで、一緒にやっていくところまでまだ行っていないのも事実でございます。清隆議員おっしゃるとおりでございます。そういったことを踏まえながら、やはりさらに我々も勉強していかなければなりませんので、課長も危機感を持っているところです。

○議長（眞壁範幸君） これで2番佐藤清隆君の一般質問を終わります。

---

○議長（眞壁範幸君） 通告第4号、8番眞幡善次君。

**【8番 眞幡善次君 登壇】**

○議長（眞壁範幸君） 初めに、所信表明について質問願います。

○8番（眞幡善次君） 8番眞幡善次、ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず8月の町長選挙において、4期目の当選おめでとうございます。今まで以上の攻めの町政運営を行っていただきたいと思います。

さて、町長の所信表明を聞き、町民の生活を守るため、限られた予算内で「みんなが主役のまちづくり」を基本姿勢で町政運営を進めていくという強い心構えが伝わってきました。

所信表明の中より、2項目について質問させていただきます。

1つ、「企業誘致・雇用の確保について」、地元企業や宮城県との情報交換を積極的に行い、町内に就労の場を確保することが重要です。先日のPTAの皆様との話合いの中にも、町内に就労の場があればとの意見が数多く出ました。若い世代が町に残るためにも、就労の場は必要です。そのためには、町・県・国の支援体制が必要不可欠であり、企業にとって魅力ある支援策が必要であると考えます。

現在、様々な支援策を講じていますが、まだまだ不十分です。今後、新たな支援策を考えているのか、お伺いします。

2つ目、「シルバー人材センターの活用について」、当町の高齢化率も40%に迫り、一段と高齢化が進んでおります。高齢者の社会参加と生きがいの増進など、労働が個人と社会を結びつける手段として、シルバー人材センターの果たす役割は重要です。今まで以上に、町で行う軽度の仕事を委託するなど、積極的に連携支援を行う必要があると思いますが、町長の考えを伺います。

---

○議長（眞壁範幸君） 町長。

**【町長 小山修作君 登壇】**

○町長（小山修作君） 眞幡善次議員の質問にお答えします。

1点目、「企業誘致・雇用の確保について新たな支援策を考えているのか」との質問でございますが、現在、投下固定資産に対する最大5,000万円の助成金や、新規の新しく人を雇用した場合の助成金など、議員の皆様より助言を賜って改正した「ようこそ川崎町へ企業立地応援条例」を施行しております。これは平成27年4月1日に施行しました。議員の皆様と意見交換をして練り上げたものでございます。眞幡議員も平成24年3月初当選でございますから、この応援条例の制定に関わっていただきました。

この条例について、これまで5件交付しています。うち3件はもともと川崎町内で操業している事業者に対する助成でした。

さて、我々も眞幡議員同様、企業誘致・雇用の確保、重要だと認識しております。そのため、企業誘致係を新設するとともに新たな条例を施行してまいりました。私自身、企業誘致の最前線で企業の方々と意見交換を続けてまいりました。これからもその取組の方針に変わりはありません。とにかく芽が出る前から、実直に対応していくしかないと思っております。さらには企業誘致だけでなく、様々なご縁を一つ一つ大事にしていくことが重要だとも感じております。

そのような観点も含め、これまでも、そしてこれからも川崎町で操業されている企業を大事にさせていただきます。引き続き町内企業を訪問し、意見交換を続けてまいります。町内の企業を訪問しますと、人を確保できない、募集しても確保できないんだという声を聞いております。町内に仕事がないのではなくて、うまくそれがマッチングしていないこともあるなど感じております。そういった面を我々ももう少し皆さんに伝えて、うまく町内で働けるような環境をつくっていかねばならないと思っております。

なお、眞幡議員のおっしゃるとおり、宮城県をはじめ関係機関との連携は必要不可欠でございます。宮城県との良好な関係により、今まさに川崎町に企業が進出していただけるよう、お互い協力しながら取り組んでいるところです。これからも、ささいなことにも労を惜しまず地道に活動を続けてまいります。

2点目、「シルバー人材センターの活用について」、今まで以上に、町で行う軽度の仕事を委託するなど、積極的に連携支援を行う必要があると考えるが見解を伺うについて、回答いたします。この超高齢化社会の中にあって、議員のご意見のとおりシルバー人材センターが担う役割、意義は非常に大きいものがございます。令和元年度に立ち上げ5年目を迎えた川崎町シルバー人材センターは、今や会員が150名を超え、売上げは約5,000万円に達し、多くの町民から頼りにされるなど、町に欠かせない存在に成長しました。これも各議員はじめ、町内の企業や住民の皆さんの

理解と協力、そして何よりセンターを運営しているスタッフの働きがあつてのことであると感謝しています。今まで以上の業務の発注や支援についてですが、所信表明でも申し上げたとおり、川崎町ふるさとを維持していくために、人口減少、後継者不足などの課題に対して、少しでも人員の補完的協力などによって貢献できる仕組みが望まれます。農林分野、地域振興分野、子育て分野などにも長年のノウハウや経験値を生かせるよう後押しを惜しみません。当然ながら、民間事業者にも配慮しつつ、社会的貢献による充実感や就業の喜びを会員と共有したいと思っています。ひいては、多くの高齢者、先輩たちがこのことを通して、日々を満喫し健康であることによって町に一層の活気が生まれ、また、医療費などの行政コストの削減にもつながることが考えられます。皆さんと築き上げてきたこのセンターを、さらに発展的に活用できるよう、あらゆる分野にセンターが関わられるよう、引き続きご支援、ご協力をお願いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。眞幡善次君。

○8番（眞幡善次君） 川崎町企業誘致活動方針が示されて以降、私も何社か誘致に動きましたが、現実的に実現はできませんでした。これは用地買収等において、折り合いがつかず断念した結果だと理解しております。今、町のほうでも様々な支援対策を練っておりますが、これ以上増額する気持ちはあるのかどうか、その点だけお聞かせいただきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 回答でも申し上げたとおり、8年間やってきて5件交付して、そのうち3件はもともと町内であったと。5,000万という金額、結構大きなものですから、今のところは、当時もちろん平成27年に制定したとき、議員の皆さんと意見交換して練り上げたものでした。当時は結構ほかの市町村に、勝るとも劣らない内容で、ほかのところも増額しているのかもしれませんが、今のところはこのぐらいではないかと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 眞幡善次君。

○8番（眞幡善次君） 財源確保の観点からも、企業誘致は必要不可欠です。また、現在進めているメガソーラー等の会社に対して現地法人を立ち上げてもらうような働きをしたのかどうか、また、そういうことができないのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 私、町長に就任して12年、様々な企業誘致活動やってまいりました。実を結んだものもあれば、もう一步というところで最終の候補には残るんですけども、いま一步。先日、新聞やテレビで報道されました自動車部品のとてつもない大きいメーカーも最終まで残ったんですけども、ここだというときに川崎町に来てもらうことはできませんでした。本当に最

終のところまで宮城県の関係者の方々と共にだったんですけれども、今もまた1か所いろいろ進んでおるところでございますが、正直、支援制度だけではない面も感じております。やはり雇用が確保できるのか、そういったことも大きいものですから、支援制度だけではない部分があるなと感じております。それから、メガソーラーのことについては、やはり町民の皆さんも不安なところがございますから、やはり町長と担当が行って、まずしっかりと説明会に入って、まず町もしっかり見ていますよという言葉はあれですが、しっかりと進めていくのであれば我々も見ていますよ、ですからちゃんと町民の皆さんの理解を賜ってください、また企業のほうにも協力をしてくださいということで、そういった説明会には出て話を伺っているところですし、これからもそのようにしていきたいと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 眞幡善次君。

○8番（眞幡善次君） メガソーラーに関しては、私も当初自然環境を守る立場から反対でした。しかし先日、支倉地区のメガソーラーを見学させていただいた際、環境あるいは防災対策に対して万全な措置をしておるということを見て、先日また税収面でも8,600万ほどの税収が入ったということをお聞きしまして、改めてメガソーラーあるいは風力に関しても考えを変えなければいけないんじゃないかと、これはあくまでも将来の財源づくりのためにも必要な面があるのではなかろうかと、そういうふう感じたところです。

その点、町長はどのように考えているかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 先日、私、参上した四ヶ銘山の奥の事業については、既にもう土地を取得している、また、実際に工事をする方も地元の方々だ、そういった中でやはり町は入っていかざるを得ないということではないんですが、まず入って行ってしっかりと計画を見ていかなければならないという面がございます。

それから、今年の風力発電の計画につきましては、何度も申し上げてきましたが、関西電力の方々と意見交換をさせていただいたんですけれども、私から言わせれば関西電力の方々がこちらの意見やアドバイスを全然聞いてくださらない、これでは始まる前から信頼関係がなくて、工事が始まったらとても取りつく島もないのではないかという判断から、私は反対することになりました。改めてやはり信頼関係が築ければ皆さんにもご理解を賜りますように、町民の皆さんにもご理解を賜れるように対応していかなければなりません。

ただ、眞幡議員がおっしゃるように、本当に次の世代に税収を確保するというのは至上命令でございますから、命題でございますから、そういった意味を含めて我々は決断を迫られていくと

思います。

○議長（眞壁範幸君） 眞幡善次君。

○8番（眞幡善次君） ところで、町内で稼働している企業の中で本社が他町村にある企業が数社あります。やはり、当町に本社を移転するなど、働いて本社を川崎に持ってきていただけるように、町長を通して行動していただかなければいけないと思うんですが、その点どのように考えているか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 眞幡議員の質問にお答えします。

それぞれ企業には立場があつたりこれまでのいきさつがあつて尊重しなければなりません。しかし、やはり町長として町の思いや町の立場もございますから、そういったこともしっかりこれから説明したりお願いを改めてしていかなければなりませんので、そういった意味でも参上していきたいと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 眞幡善次君。

○8番（眞幡善次君） シルバー人材センターの件で、シルバー人材センターで働く人たちは多くの資格を持った人たちがおり、働き盛りの人たちがシルバー人材センターで元気に働いております。やはり住み慣れた町で安心して暮らし続けるためには、働くことが第一だと思います。先ほどの町長の答弁にも、町の仕事は軽微な仕事は渡していくということがありましたが、今後もっともっと町の軽微な仕事たくさんあるはずなんですよ。それを渡していただきたいと思いますが、その点だけお答えいただきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 改めて選挙広報にもシルバー人材センターの支援も欠かせませんと書かせていただきました。しっかりと支援しながら、そういった方々、先輩方に仕事をしてもらって我々も助けってもらうことがこれからも必要ですので、しっかりとそういったことを進めてまいりたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 昼食のため暫時休憩いたします。再開は1時10分とします。

午前11時59分 休憩

---

午後1時10分 再開

○議長（眞壁範幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お知らせします。10番生駒純一君が所要により退席しております。

2つ目の質問に入ります。

タブレットの活用について質問願います。

○8番（眞幡善次君） それでは、午前中に引き続き質問させていただきます。

次に、タブレットの活用について質問させていただきます。

先日、議会として川崎こども園をはじめ、小中学校のPTAの皆様との意見交換会を行いました。

子育て中の皆さんの意見には、深刻な問題点が幾つもあり、改めて子育て支援の重要性を感じました。その一つとしてタブレットの活用方法について、学校間で違いがあるようです。以前から指摘されておりましたが、教育長も教員への研修を進めるなど、新たな取組を進めていることと思いますが、現在の取組状況について伺います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 8番眞幡善次議員の質問にお答えします。「タブレットの活用について」の質問であります。ご指摘のとおり年度当初は学級担任によって授業での使用状況に差異があると受け止めていました。学校におけるタブレットなどのICT活用は、鉛筆やノートなどの文房具と同様に、教育現場において不可欠なものとなっています。

現在、町内の小中学校では活用場面が徐々に充実し、学習における3つの活動が日常的に行われていると捉えています。

1つ目は、「一斉学習」の中で写真や資料などを拡大提示し、学習活動の焦点化や学習課題への理解を深める活用。

2つ目は、「個別学習」の中で習熟の程度に応じたドリル学習。インターネットを用いた情報収集。タブレット持ち帰りによる家庭学習など個々の理解や関心の程度に応じた学びを実践する活用。

3つ目は「協働学習」として児童生徒がノートに書いた考えなどを拡大提示して、発表や話し合いを行い多角的な見方や考え方に触れながら、思考力、判断力、表現力を育成する活用です。

改めてタブレットは児童生徒にとって学びの理解を助ける道具の一つであることを踏まえ、活用のよさや課題などについて各校が情報共有を深め、より充実した指導が行われるように学校を支えてまいります。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。眞幡善次君。

○8番（眞幡善次君） 5月に富岡小学校、富岡中学校を訪問し、タブレットを生かした授業を見学させていただきましたが、子供たちのタブレットを使いこなす手さばきには驚きました。各

学年、各学校によって格差が生じては困ります。今の教育長の説明で現状が理解できました。

ところで、タブレットの持ち帰り等、土日を含め夏休み等長期休暇のときは持ち帰りはどのようになっているのか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） タブレットの持ち帰りでございますけれども、現在学校によって取組状況、様々工夫しておるようでございます。毎日持ち帰らせている学校、土日を中心に持ち帰らせている学校、あるいは長期休業のときに持ち帰って各自ドリル的な学習などを活用する学校。ただこの中で課題も出てまいりまして、11月に各校のICT担当者を集めた会議を予定してございますので、その中での話題の一つになるなと思っているのが、タブレットを持ち帰って、実は次の日忘れてきてしまって、授業の中で本来使いたいときに使えないという状況になっておりますというような情報も今月になって入ってきておりましたので、やはり子供たちが学びの中でどのように活用すれば有効に活用できるのか、その辺をしっかりと捉えた活用の仕方を各校と共有してまいりたいと考えてございます。

○議長（眞壁範幸君） 眞幡善次君。

○8番（眞幡善次君） 先日、父兄との話合いの中で、うちに帰るとスマホばかりいじっていて困っているんだと、そういう意見が大分出されました。それでタブレットを使い過ぎて困るといふような意見は出ているのか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 学校として保護者の一部からタブレットは持ち帰らせないでほしいというような訴えが少数ではありますけれども、保護者のほうから挙がっているというふうに報告を受けております。その理由として、今眞幡議員がおっしゃいましたとおり、タブレットを使いながら学習以外のものにもタブレットを使って、その時間が少し長過ぎるのではないかなという懸念をされている保護者の方もいらっしゃるということで、そういう家庭については、家庭と学校が相談しながらどのような持ち帰りをさせたらいいのか話合いをしながら活用させているというところでございます。

○議長（眞壁範幸君） 眞幡善次君。

○8番（眞幡善次君） 当町のタブレットの使用状況というのはほかと比べて非常に進んでいるように見受けられます。町外、特に2市7町の中ではどのような使用状況になっているか、他町村の状況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 他市町の詳しい活用状況については、特に情報交換をしたということはないんですけれども、教育長会議の折などとにかく当たり前のように授業で先ほど示した3つの使い方はなされるようになってきたと、そして特に子供たちのやはり取組といいますか操作の慣れが非常に早いので、例えばですけれども、中学校などでは生徒会のアンケートをタブレットを使ってやるようになってきているという情報も、他市町の教育長さん方からお聞きして、当町ではどうなんだろうということを学校に投げかけてみると、実はもう生徒会でやっていますよということで、ほとんど2市7町を比較してもどの市町も遜色のない使い方をしていないかなというふうに思います。ただ一部の教員が、やはり山登りをしても先頭切っていく職員がおりますので、そういう職員は先験的な使い方といいましょうか、そういう使い方でも周りの教員が、そういう使い方もあるのであればぜひ学びたいなという声も挙がっているとふうに聞いてございます。

○議長（眞壁範幸君） これで8番眞幡善次君の一般質問を終わります。  
お知らせします。教育長、公務のため退席いたします。

---

○議長（眞壁範幸君） 通告第5号、5番高橋義則君。

【5番 高橋義則君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 高齢者の介護保険事業の現状はについて質問願います。

○5番（高橋義則君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い発言いたします。

日本共産党、高橋義則です。よろしくお願いたします。

高齢者の介護保険事業の現状はについてお伺いしたいと思います。

当町の高齢化率は第8期介護保険事業計画の推計では、令和5年39.6%になっています。そのうち一人暮らしの高齢者も多い中、介護の状況はどのようになっているのか伺います。

1点目、現在介護を必要としている人は何人で何%でしょうか。

2点目、高齢者で一人暮らしをしている人は何人おりますか。

3点目、一人暮らしをしている人がけがや突然の病気のと看、どのような対策を講じていますか。

4点目、訪問型サービスBを受けている人は、何人おりますか。また、受けるための条件と手続の方法は。

5点目、高齢者や一人暮らしに対して地域でのつながりや見守りの体制はあるのか。

6点目、介護利用を必要としている高齢者の中には、事業内容を認識していない人もいると思



います。現状を確認の上、対策を講じる必要があると思いますが、以上の点についてお伺いしたいと思います。

---

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 高橋義則議員の質問にお答えします。

1点目、「現在介護を必要としている人は何人で何%ですか」について、回答いたします。

介護認定を受け、要支援・要介護として認定されている方は、令和4年度末で565人、認定率は17.2%で令和3年度と比べますと12人の減少です。認定率はここ数年横ばいの水位です。

2点目、「高齢者で一人暮らし生活をしている人は何人いますか」についてですが、令和4年度末現在で、高齢者への安心カードを配布しながら状況把握と民生委員などにより見守りしている一人暮らし高齢者の方は187人です。

3点目、「一人暮らしをしている人がけがや突然の病気ของときには、どのような対策を講じていますか」については、民生委員や生活支援コーディネーターをはじめとする地域の見守り活動による協力、またはケアマネジャーや町の包括支援センターが日々相談に応じながら川崎病院と連携を図りつつ適切かつ親身に対処しています。

また、緊急通報システムを導入している32世帯の高齢者はいつでも自宅にいながら相談ができ、緊急時の通報も可能になっています。

4点目、「訪問型サービスBを受けている人数は、また条件と手続き方法は」についてですが、質問の訪問型サービスBは住民を主体とした活動員によるごみ出しや掃除、買物などを支援しておりますが、令和4年度において延べ553件、実際の利用している人数は14人です。

また、利用する条件や手続きは、要支援者などに該当している高齢者であれば、社会福祉協議会の窓口もしくは保健福祉課包括支援センターにふれあいネットワーク事業の利用の申請を行い、利用チケットを購入してもらうことを前提としています。

なお、活動内容と活動員との調整などは社会福祉協議会の事務局において支援しております。

5点目、「高齢者や一人暮らしに対して地域でのつながりや見守り体制はあるのか」については民生委員の活動や身近な場所に集まり、交流する地区サロンにおけるサポーターの見守り活動などをはじめ、警察や消防団などの機関と連携した高齢者見守りネットワーク事業による見守り体制が構築されています。

また、要介護者はケアマネジャーや包括支援センターが日々高齢者の自立生活の状況を見守り、

適切な支援を行っています。

6点目、「介護事業を必要としている高齢者に対して、周知方法の現状と対策はいかがか」については、常に要介護者にはケアマネジャーや民生委員、包括支援センター職員が目配りし、適切なサービスの情報発信や提案を行っています。

また、各地区サロン活動の中心となる生活支援コーディネーターの方々にも話題提供をお願いしながら、広く周知するとともに相談窓口への誘導も行っています。今後も民生委員や関係機関と連携しながら、定期的な高齢者訪問などの機会を利用して介護予防事業や高齢者サービスのご案内、お知らせなどを丁寧にお知らせしてまいります。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。高橋義則君。

○5番（高橋義則君） これは地元の高齢者の一人暮らしをしている方の話なんですけれども、介護認定を受けていない方だったと思います。一人暮らしで突然家の中で倒れて誰も発見することができなかったということがありました。地域の人たちは何かこの頃姿見かけないねということで自宅に行ったが、返事もなく、発見できなかったということがありました。先ほど話されました回答にありました緊急通報サービスというものが今行われていますけれども、それは改めて介護されている方が対象で、一般の高齢者の一人暮らしの方は対象外になるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤和彦君） 高橋義則議員の質問にお答えします。緊急通報システムの事業のお話でございました。どういった方が対象になるんだろうかという質問と捉えました。緊急通報システム、今32世帯ご活用いただいておりますが、対象者は在宅、一人暮らし、それから重度心身障害者、老老世帯という枠組みとなっております。ですので、ぜひご活用したいという方がいらっしゃれば民生委員、もしくは地域の生活支援コーディネーター、もしくは保健福祉課の包括支援センターにご相談をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○5番（高橋義則君） 訪問型Bを受けている方がいるということですが、確かに民生委員、行政区長などいろんな一人暮らしとの交流はあると思いますけれども、今言ったサービスBを受けている方というのは直接そのサービスを人と人のふれあいでいろいろ相手の状態などを確認できると思いますけれども、これをもっと広めていただき、先ほどの範囲を広めてより多くの人たちがこのサービスBを受けられるような体制にできないのかお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤和彦君） 訪問型サービスBのお話でございました。訪問型サービスBと申しますと専門的用語になりますので、簡単に申し上げれば、住民のボランティアの活動員によりましてごみ出し、それから清掃、買物支援などとなりますが、その受皿と申しますか、利用できる方の幅を広げてはどうですかというご質問と捉えました。現在、こちらのサービスをご活用いただくためには一定の生活支援が必要と判断される方、それからチェックリストというのがこちらでございまして、自立状態を調査して支援が必要だと判断される方というくくりになってございます。

したがって幅広くということなのですが、ある一定のラインは設けつつ、まずは保健福祉課にご相談されるようご案内お願いいたします。

以上となります。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○5番（高橋義則君） 川崎町では少子高齢化で人口も減少している現状ですけれども、確かに子供に対していろんな支援をすることも必要だと思いますけれども、高齢者の方々がより長生きしてもらうことも一つの人口減少を防ぐ手立てだと思います。子育て支援のようなどてもよい川崎町では支援をやっているようすけれども、高齢者に対してもそのような子育て支援並みの支援も今後考えていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 改めて課長とも高齢者支援、意見交換しているところなのですが、結構高齢者の方々にもメニューはあると思っています。ただうまく伝わらなかったり、やはりそういったラインは必ず必要なわけですから、そういったサービスを受けるためにはある程度の基準があって、その基準に沿って対応していかないとやはりなんでもそうですけれども、基準がないとここまではやりますよということできませんので、そういった意味である程度のことは今やっているなど感じております。そういった中、高橋議員がおっしゃるように、もう少し我々も皆さんにお知らせできるような、また地区懇談会とか区長さんとのやり取りとかそういった中で高橋議員さんがおっしゃったような内容をもう少し我々も具体的に知らしめて、皆さんに周知してそういった要望をされる方はそのラインに入っているかどうか、何回も申し上げますが一定の基準は必要ですから、それをたたき台にサービスを皆さんに提供していきたいと思っております。

○議長（眞壁範幸君） これで5番高橋義則君の一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（眞壁範幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。

午後 1 時36分 散 会

---

上記会議の経過は事務局長佐藤文典が調製し、書記佐藤由弥歌が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

---

署 名 議 員

---

署 名 議 員

---